

神戸市療育ネットワーク会議「第5回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 令和2年2月6日(木) 15:30~17:15

(場 所) 神戸市役所号1号館14階 AV1会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」について

<事務局より資料2について説明後、委員による意見交換>

- 障害のある子どもの保護者には、このハンドブックと、一般的な子育て支援情報が掲載されている「ママフレ」とが両方お渡しいただけるのか。ハンドブックはどこで配布するのか。
- 「ママフレ」については、現在は母子手帳等と一緒に区役所の窓口等でお渡しさせていただいているが、今回のハンドブックについては、P31に掲載しているような相談窓口等で、必要な方にお渡しさせていただく予定である。
- わざわざ療育センターや区役所まで行かなくても、小児科の医療機関など、必要な方が行きやすいところ、手に取りやすいところに置いていただくようお願いしたい。
- 神戸市のホームページからもダウンロードできるようにしたいと考えている。
- 西宮市でも同様の事業に関わっているが、冊子そのものをたくさんの窓口で置こうとすると相当の部数が必要になるため、別途、広報のためのリーフレットを作成してそれをいろいろな窓口においておき、その窓口で冊子がもらえる場所を案内するというやり方が良いとの意見が多かった。
- そのような方法も検討させていただきたい。
- 今回のハンドブックには、すこやか保育や医療的ケア児の保育所利用等に関する情報が掲載されているが、次回バージョンアップされるときには、障害があつたり、医療的ケアが必要な子どもであっても利用できる病児保育を実施しているという情報も追加していただきたい。また、病児保育は一般的に小学校6年生ぐらいまでが利用できるとされているが、障害児や医療的ケア児については、中学生や高校生になっても利用できるようにしていくことを、今後、こども家庭局において検討いただきたい。
- 以前より、医療的ケアが必要な子どもが病院から退院して地域での生活に戻るときの選択肢が非常に少ないと感じていたが、今回のハンドブックができたので、そうした子どもの家族が、利用したいと思ったときに必要なサービスや相談窓口を探せるように、幅広く活用されるような場所にハンドブックを置いていただきたいと思う。
- 例えば児童発達支援事業所についても、医療的ケア児が利用できる事業所はどこかといったような情報も、今後、保健福祉局と一緒に調査を行うなどして、ハンドブックに掲載していただければよいと思う。
- このハンドブックは、保育所の所長会や園長会などでも配布いただけるのか。部数の関係で難しいようであれば、事務局でも相談事業を実施しているため、そういったところだけでも活用させていただきたいと思う。
- ハンドブックはできるだけ多くの場所に置かせていただきたいと考えており、ご連絡をいた

できれば調整させていただく。

- ハンドブックの掲載内容の更新はどのように行うのか。掲載されている情報の一部のみの更新をするのであれば、区の社会福祉協議会で作成している情報誌では、該当ページのみ差し替えるというような方法も取っており、コストも抑えられるので、何かの参考になればと思う。タイムリーな情報を掲載していただきたい。
- 現時点での予定では、年1回程度、掲載されている情報の所管部署へ内容の照会を行って、冊子全体を印刷し直すことを考えている。ホームページについては、随時更新を検討する。

2. 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れについて

<事務局より資料3、資料4-1、資料4-2について説明後、委員による意見交換>

- 保育所等で医療的ケア児の受け入れを実施してきた中で、特に困ったケースやアクシデントの発生等ということはないのか。
- 特に大きなアクシデント等はなかったが、主治医の意見書だけでは医療的ケア児の病状が十分に把握できないということがあり、保護者にも協力いただいて、保育園や行政側の担当者が医療機関へ同行受診して、医師から病状を詳しく伺ったり、緊急時の対応のフローをつくらせたりして対応している。
- 医療的ケア児を受け入れた保育園の園医との連携はどうなっているのか。
- 施設によって差はあるが、医療的ケア委員会を概ね3ヶ月に1階程度開催しており、その場に嘱託医にも参加いただいて、意見交換を行っている。
- 保育施設での医療的ケアが充実しているのは本当に良いことだと思うが、その環境から特別支援学校へ就学する際に、医療的ケアの体制に大きな差が生じている。保護者がそのことを知らずに就学時期を迎え、保護者が仕事を辞めないと特別支援学校に通えないという理由で、実際に退職されるというケースがあった。特別支援学校での医療的ケアの体制について、保護者の方にもっと早く知っておいていただく必要があるし、保育施設の職員の方も特別支援学校の医療的ケアの体制や日常生活のことなどをご存じない状況のため、学校とのつながりがうまく行かず、保護者が苦しい思いをすることになってしまった。
- この点は大きな課題であり、全国的にも、保育所と学校は担当部局が異なるため、情報連携が難しいという状況であると思う。
- 今後、保育施設と教育委員会との連携がうまく行くように進めていこうとしており、できるだけいい形で小学校等へつないでいけるように検討したいと考えている。
- 保育所で受け入れる医療的ケア児の年齢について、0～2歳を受け入れているところもあれば、公立施設等では3歳以上になっていたりするなど、区によっても差があるようだが、今後の予定はどうなっているのか。
- 最初は安全性を配慮して3歳以上からスタートしたというところもあるが、受け入れ側も経験を積みながら受け入れ状況を改善していけると思う。受け入れの年齢については、人数の把握を行いながら、今後検討していきたい。
- 低年齢のうちから保育所での受け入れを希望される保護者が多くなっているが、早すぎると、親子の関係や保護者の医療的ケアの手技の理解などにも影響があるかもしれない。児童発達支援センターでは親子通園も取り入れているので、そのような方法も検討していただき

たい。

- 保育所、地域の学校、特別支援学校では、それぞれ医療的ケアの体制が異なり、保育所では保護者が付き添う必要がないため、その状態が当たり前と感じておられる方は、一定期間保護者の付き添いが必要な特別支援学校ではなく、週 10 時間までは看護師が派遣してもらえる地域の学校を選ぶことが増えるかもしれない。そうすると非常に困ることもあると思う。どの学校を選ぶかというのは非常に大きな問題であり、保育所で医療的ケア児を受け入れる段階で、責任をもって、就学後のシステムまで説明することが必要ではないか。
- 医療的ケア児が、他の子ども達の中で、一人の人として認識しあって、変わって行って、育っていくということは必要不可欠だと思うが、育っていきたい場所が、現状では選べない状況にあると感じている。子どもの成長を考えた時に何が必要なのかという視点で、社会参加の機会が与えられるのが望ましい。例えば、普通の幼稚園でも子どもに保護者が付き添えるようなことができればよいと思う。

3. 神戸市立特別支援学校における医療的ケアについて

<特別支援教育課より資料5について説明>

- 特別支援学校で教員が子どもの医療的ケアを実施するにあたり、研修を受けた後に子どもの状況も変わっていくと思うが、そのような途中段階での技術的指導やチェックはどのように行われているのか。
- 指導看護師が指導やチェックを行い、教員は実際に医療的ケアを行いながら慣れていくという形で実施している。1年で担当が変わることもあるので、その場合は最初から指導看護師にチェックしてもらうことになる。
- 特別支援学校に通っている医療的ケア児の保護者は、毎年、新年度になると学校に行って、医療的ケアの指示の確認をすることになっているが、それ自体は必要なことだと思っている。医療的ケアを必要とする方がこれだけ増え続けている中で、看護師だけではカバーできないというのは明確な事実で、学校を卒業されて事業所を利用するようになって、看護師だけではなくヘルパーがケアをするということが絶対に必要になっていると思う。
- 障害のある方が、学校を卒業して社会人になって、社会の中で精神的な自立をしていくために、どういうことが必要なのかという意味では、学校でいろいろな先生にケアをしてもらうということはとても大事だと考えている。
- 保育所では、現在は人工呼吸器を使用している児童は受け入れの対象外だと思うが、今後、受け入れを検討されるのであれば、特別支援学校では保護者の付き添いが比較的長期間必要になっていることも踏まえて検討するべきだと思う。こども家庭局と教育委員会で、就学前と就学後のケアを、家族の方にどこまで手伝ってもらうのかということは、よくすり合わせて進めていただければよいと思う。
- 放課後等デイサービス事業所で医療的ケア児を受け入れるために看護師を確保しようとしたが、小児のケアの経験のある方が非常に少ないと感じた。また、学校で教員が実施できる特定の医療的ケアの中には、酸素吸入は含まれておらず、地域の学校で週 10 時間は訪問看護師が対応してくれるが、残りの時間は保護者が付き添わなければならないという場合も実態としてある。保育所を出た後や、18 歳になったときにどのような状況になるのかということ

- が、保護者の方にちゃんと伝わるような仕組みがどこにあるのだろうかと感じる。
- 訪問看護ステーションの中には、医療的ケア児をどんどん受けていきたいというところもたくさんあるが、3割負担だったり、何かしらの制約があったりする。また、地域で病院や事業所などのコーディネーターができる人が育っていないことが問題だと感じる。
 - 本日欠席されている委員の意見をご紹介させていただく。（◇…欠席委員の意見）
 - ◇医療的ケア児について、保育所で受けられる支援と小学校就学後に受けられる支援の内容の違いについて、保護者が戸惑われるケースがある。特別支援学校では、最初の2ヶ月程度は医療的ケア児の保護者の方に学校に来ていただく必要があるため、仕事を休まなければならないことや、医療的ケア児がスクールバスに乗れないこと等を知って、保護者が落胆される場合もあるため、そうした状況を、医療的ケア児を受け入れている保育所等の職員の方にも知っておいていただきたい。
 - ◇特定認定行為（喀痰吸引等）研修（以下、「3号研修」という）については、看護師だけで医療的ケアが行える十分な体制があるならそれに越したことはないと思うが、そうではないのであれば、看護師以外の職員の活用も意義がある。また、保育所等で受け入れる場合は設備面等でも一定の配慮が必要になる。さらに3号研修を実施する側の体制を整える必要もあると思う。
 - ◇保育所等において、看護師がメインとなって医療的ケアを行う場合でも、周りの職員がケアの内容について一定の理解をしておくことは大切であり、緊急時の対応が求められることもある。医師や看護師ではない保護者の方も医療的ケアを実施されており、医療的ケアができる人が多いに越したことはないと思うので、あまり難しく考えすぎない方がよい。
 - 医療的ケアが必要な子どもを保育所で預かってもらっているときに災害が発生した場合、非常用電源やバッテリーのことが心配という声も聞いている。
 - 障害者支援課でされている医療福祉コーディネーター事業の災害時の登録について、障害者手帳を持っていないけれど医療的ケアが必要というような方は対象にされているのか。
 - 現状としては、優先的に重症心身障害児者の方を対象としているが、今後、軽度の方についても災害時の支援計画をどうしていくかということについて検討は行っている。
 - コーディネーター事業を実施している側として、現状では医療的ケア児の方へ一斉に案内はできていないが、登録をご希望される方がいらっしゃれば、個別にご相談いただきたい。
 - 事務局として伺いたいのが、学校現場では教員が3号研修を受けて医療的ケアを実施していることについて、例えば保育所などでも保育士等が3号研修を受けて、教員と同じように医療的ケアを実施するということについて、何かご意見をいただけるか。
 - 時期尚早ではないかと思う。特別支援学校の教員や障害福祉サービス事業所のヘルパーの方は、障害児・者や医療的ケアが必要な生徒等をたくさん見てきた上で、特定の方の医療的ケアを実施されているが、保育所の場合は、健常な子どもがほとんどという状況で、いろいろなパターンの障害をお持ちの方がいるということを実際に見る機会がないまま、先に研修を進めてケアができるようになってしまうと、非常に偏った知識になる恐れがある。
 - 一般の保育所ではなかなか難しいと思うので、障害のある子どもを支援対象としている療育センターのような施設等の保育士に、まずは研修の機会をつくっていただければよいと思う。